



Title	朝鮮の農村社会集団に就いて その2
Author(s)	鈴木, 栄太郎
Citation	調査月報, 14(11), 1-10
Issue Date	1943-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/78385
Type	journal article
File Information	C017_0113_Part2.pdf



調査月報 第十四卷十一号 (朝鮮總督府) 昭和十八年十一月号

東亞に於ける米の生産力表

(1ヘクタール當リドフバルツエントナア)

	日 本	英領印度	泰	フィリッピン	爪 哇	※※
1900	26.9					
10	28.8					
11	31.7					
12	30.5					
13	30.2	16.6※		9.23	西部爪哇	18.2
19	35.7	15.6			中部爪哇	16.3
20	36.4	13.6		10.52	東部爪哇	19.7
21	32.1	15.7			爪哇マドラ	18.1
22	35.2					
24	33.1					
25	34.4	14.4	17.7	11.38		
26	32.1		18.9	11.90		
27	35.7		18.0	12.10		
28	34.5	14.9	16.4	12.30		
29	33.8					
30	37.6		16.7	12.40		
31	41.5	14.9				

※ 1909—13 年平均の數字

※※ 1916—20 年の平均

調査・研究

朝鮮の農村社會集團に就いて (其二)

鈴木 榮 太郎

目 次

- 一、行政的地域集團
- 二、氏族集團
- 三、檀徒集團
- 四、講中集團
- 五、近隣集團 (以上前號)
- 六、經濟的集團及び共同作業組織 (本號)
- 七、血縁的集團
- 八、特殊共同利害集團 (以下次號)
- 九、村落自營集團
- 十、官設的集團

(六) 經濟的集團及び共同作業組織

1 私 は内地農村に於ける經濟的集團としては、土地總有團體、無盡講、農家小組合、産業組合、農會、經濟更生團體、負債整理組合等を擧げたのであるが、朝鮮農村に於ける經濟的集團としては農會、金融組合、産業組

계
Que
て

合、殖産契、松契、沢契、採利契、農家契其他金融及び産業に關する契をあげなければならぬ。

農會、金融組合及び産業組合は、所謂農村三團體として朝鮮農村の産業を過去僅かの歲月の間に飛躍的發展に導いた直接の指導機關として現時の朝鮮農村生活に及ぼして居る影響は極めて大である。然しこゝでは此三團體に關しては多くを語る事は避けたいと思ふ。此三團體については一般に餘りに多く知られて居るし、又其歴史は複雑であり、其機構や活動は甚だ廣大であり、其動向は現に生々しく動いて居るのであるから、こゝで簡單には述べ難いからである。今農村の社會構造を當面の課題として居る私等には、此等三團體の地域的構成、三團體の事業分野、部落團體としての殖産契に對する支配關係などは一應考慮する可きであるが、然しこれ等の問題も、部落の社會構造と云ふ點に對しては餘り大きな影響は與へて居ない様である。

内地の系統農會の最下級團體が町村農會であるのに對して、朝鮮の系統農會のそれは郡島農會である。それに内地の町村農會は農家小組合を實質上その支配下に置いて居るので、農會の存在は部落の生活から非常に近いものに感ぜられて居る。それに比すれば朝鮮の郡島農會は、部落の生活から餘程遠く感ぜられ、その支配も指導も多分に基礎的抽象的であり、間接的である。而農會設立の問題は緊迫した問題の一つと思はれる。産業組合も金融組合も數邑面を單位として居るので、矢張り同様の事が云へる。であるから部落の社會機構を背景として隣保精神の鼓吹に心血をそゝぐ様な指導的人物の活動もこゝでは餘り期待され得ない。

殖産契は今日では、殆ど唯一の農家小組合と云ふ可きもので、一般事業を行ひ法人格を具へて居る内地の農

事實行組合と實質上同じ様な機能を持つて居る。然し殖産契は其歴史甚だ新らしく、昭和十年初めて殖産契令が發布され、同十三年朝鮮金融組合聯合會に於いて殖産契擴充五箇年計畫が樹立され、同十五年七月農林局長の通牒に基づき殖産契は全面的に急速に設置されるに至り、既に昭和十六年現在に於いて二萬八千の殖産契が設置され、約百萬戸の農家が其契員となつた。本來殖産契は金融組合の發展的政策の中に生み出されたもの、様であるが、今日では殖産契は金融組合と産業組合の何れかに所屬する事になつて居る。然し數から云つても金融組合に所屬するものが壓倒的に多い。部落の社會機構に重點を置いて考察を進めて居る私等には、殖産契が主として舊洞里即ち朝鮮に於ける自然村を單位として設置されて居る點に甚だ大きな意義を見出して居る。多くの部落では、區長と國民總力部落聯盟理事長と殖産契の契長とは同一の人である。あらゆる方面に亙つて現に部落を推進して居るのはその人である。

殖産契は主として販賣購買事業の爲の組合であるが、現に共同施設事業も行つて居る。朝鮮農村部落に於ける唯一の農家小組合である以上、金融組合の指導方針はともかくとして、漸次其事業は擴大して行くであらうとは當然に考へられる。金融組合は殖産契を第一義的に集荷配給團體として育成しやうとするもの、様であるが、それが自然村の地盤の上に出来て居る唯一つの産業的團體である以上、漸次其事業部門は増大して行くのは當然の傾向である。

部落共榮會と云ふ様な名稱のもとに、貯蓄の爲の組合、共同經營の爲の組合、土地改良の爲の組合、更らに

學校經營の爲の組合をもその事業の内に容れて居る様な所謂振興模範部落もある。朝鮮の部落振興の爲には、先づ門中の振興をその足場とする事が、最も自然であり効果多いものと思はれるが、こゝでは立ち入らない。

次に、前記の殖産契は契とは云ふものの、又殖産契と名づくる契は以前からあつたとしても、全く新しい意義をもつて、中央的機關の特殊の保護奨励の下に發生した契であるが、朝鮮在來の契の中に經濟的集團として考察す可きものが多數に存して居る。

松契は内地に於ける入會山總有團體に比す可きもので、部落の全一性の考察の爲には重要な集團である。松契はそれが與へる經濟的利益の點よりも部落民に部落意識を強く與へる意味に於いて更に重要である。松契は部落全戸を契員とし、部落有林野即ち一般に所謂洞山の共同監守、共同利用の爲の組織であるのが普通であつて、監守に於いては、部落民が順番に其任にあたるのである。然し内地に於ける部落有林野が明治以後整理されて來たと同じ様に朝鮮の部落有林野も同じ運命を辿り、今日では實質上から云つても部落有林野の存するところは甚だ僅少の様である。又それに伴つて松契も今日では餘り多く見られない。

淤契とは淤に關する契であるが、淤とは一種の用水ダムで、この淤が一部落によつて維持されて居る場合と淤による蒙利者の一團の人達のみで維持されて居る場合がある。一般に淤契は蒙利者の一團によつて、組織されて居る場合が多く、淤が一部落によつて維持されて居る場合は、特に淤契を作る事なく洞契等によつて管理するのが一般の様である。又淤の維持者が蒙利者より水税をとる營利的なものもある。然し近時淤が貯水池や

貯水畜に改良され、淤契も大小様々の土地改良組合や水利組合に發展的解消して居るのは著しい傾向である。

次に牛契、採利契、算簡契、貯蓄契等は、内地に於ける賴母子講と同類のものであつて、殆ど皆同一部落内の住民の一部分づゝを契員として居る。牛契は内地に於ける車講、船講、自轉車講など云ふものと同様の組織をもつもので、即ち契員が平等に出資して牛一頭分の資金を作り、牛一頭を購入し、抽籤によつて定められた契員に其牛を與へる。かくして契員が皆次ぎ／＼に皆悉く牛一頭づゝを與へられる迄それを持続する組織である。採利契以下は皆金融貯蓄の爲の契であつて、契員丈に融通するものと契員外に高利で貸しつけ其利子によつて利益を得んとするものと、富鐵的性質の多いもの少いの等其方法には種々の形式がある様である。内地の親無盡に見る様な一方的扶助の性質を多分に持つものは朝鮮の契には餘りない様である。朝鮮の契に於いては、扶助は常に相互扶助を意味して居る様である。内地の講には、農村に珍らしい冷徹な合理性が見られるが、朝鮮の契に於ける合理性は更に徹底して居ると思はれる。これ等の契は殆ど皆部落内の住民間に結成されて居る。凡そ契は昔から殆ど皆部落内で結成され、只郷約契のみが郡内の儒林の門中を單位として郡を範域として結成されて居た様である。然し今日では既に郷約も見られず故に郷約契も全く影を消して居ると思はれる。又門契に部落を超出するもの多いのは當然である。

次に經濟的集團に關する本項内に於いて共同勞働組織を問題としてみたい。こゝに共同勞働組織として意味して居るものは主としてツレとプマシである。プマシは今日尙ほ盛んに行はれて居るが、ツレは數年前より餘

り見られなくなつた様である。ツレは中朝鮮の米作地帯に、ブマシは全鮮的に特に佃作地方に發達して居ると云はれて居る。

ツレは部落内の農耕者が出揃つて部落内の全耕地に一齊に共同作業する組織である。ツレに参加する事には、部落の社會意識は強制的にそれを命令して居る。そこにツレの最も大きな特性が存する。耕地は部落内の個々の經營者の利害によつて經營されて居るのであるが、ツレの共同作業の對象としては部落内の全耕地は一個の經營地と見做される。その意味に於いてツレは村落協同體的性格を甚だ著しく持つて居るものである。けれども現在に於ける土地所有の形式や耕地經營の形態が右の如き共同作業の形式をそれ丈に終らしむる筈はなく、共同作業は部落民が一體となつて部落内の耕地を一體として一應作業はするけれども、經濟生活が家を單位として居るから、此共同作業の結果は個々の家に合理的に分配されるのである。即ち經營耕地の地積の大小及び家族勞働力の大小が個々の家について正確に算定され、自家の耕地に投下す可き勞働量以上をツレの共同作業に提供した家は其餘剰の勞力に對して勞賃を受けるし、以下を投下した家はそれ丈の勞賃を支拂ふ事になつて居る。細農がツレに参加して勞賃を受ける場合には、自分を被雇者の地位に置く事なく一般の部落民と同様の立場を保持しつゝ、勞賃を受ける事が出来る。雇主と被雇人の關係を作る事なくして、而かも勞賃を得られる制度である。村人を皆對等の地位に保ちつゝ、而かも賃銀勞働制をその内に含んで居る組織である。病氣その他の理由でその際勞働力を提供し得ない家も勞賃を出す事によつてツレの作業を受けるのである。勞賃を出

す事によつてツレの作業を受けると云ふよりも、ツレの作業を受けるので其勞賃を出す云ふのが正しい云ひ方であらう。忠北のある地方では、ツレの總決算の時に出て來た勞賃は、洞即ち部落の財産に入れた事もあると云ふ事であつた。ツレの總決算の時に出て來る勞賃とは、ツレの際自家の經營耕地に給付された勞働量より自家で提供した勞働量を差し引いた差額に對する勞賃であつて、平均以上の大經營者によつて支拂はれるものである。それは當然小經營者に支拂はれる勞賃である。この勞賃が小經營者にとつて生活上重要な要素でない時には問題ではないが、それが重要な要素であれば、それを部落の財産に加へる事は自から問題となるであらう。自家の勞働量は比較的大であるが經營耕地が甚だしく狭小な細農は自から勞賃に依存する事大であるから、ツレの勞賃が自分に支拂はれなければ生活出來なくなる場合もあるであらう。さうして見ればツレに於ける勞賃が部落の財産になる様な場合は甚しい細農が部落に多數居ない様な場合に於いてのみ可能であらう。然し一般にはツレの總決算の場合、勞賃は正確に各戸別に算定されて支拂はれる。ツレの勞賃が部落の財産となる様な場合は甚だ稀な例ではあらうが、ツレの性格の一面を最も著しく現はして居るものと思はれる。兎に角ツレは部落内各戸の經營耕地面積が大體に平均して居る様な場合に最も都合のよい制度の様に思はれる。その平均が失はれ、勞賃によつて生活する者が部落内に多數出來て來た場合に現はれる一種の共同勞働の組織としてコヂ（雇只）の制度がある。

コヂ制度とは、窮迫せる農民が一團となつて連帶責任に於いて農業經營者と勞働請負の契約を結び、春窮期

に勞賃の一部を前借してそれによつて其場の生活の窮乏を充たし、農繁期に至れば契約された勞働を提供するものである。單獨の個人が右と同じ様に請負勞働の契約を結ぶ場合もコヂと云ふところもあるが、コヂ制度の特性はその團體契約と共同作業の點にあると思はれる。作業の一種目のみを請負ふものと植ゑつけから刈入れまでの全作業種目について契約を結ぶものもある。コヂ制度も相當古くから存すると云はれて居るが、經營耕地を持たない農民があれば、そこにはコヂ制度は起り得るであらう。然しコヂ制度とツレ制度とは村落の性格の全く相異つたものを豫想せしむるものである。

ツレには農旗農樂はつきものである。その整然たる隊組織と個人の恣意を許さない全體の統一的意志が此農旗農樂に象徵されて居る。共同作業、共同食事もツレにはつきものである。それは生活協同體としての村落の性格を如實に象徵して居るもの、様に考へられる。ツレの除草作業が一應全部終了した頃ホミシセ（洗鋤宴）の行事がある。ツレ軍に参加した部落内の全農民が、林の中か野原に集まつて酒食を共にし思ふ存分放歌亂舞し一日を歡樂の中に過すのである。そこに村落協同體そのもの、感情の昂奮が見える様である。

凡そツレから受ける印象は、部落民は一體であると云ふ感じである。皆同じ様に知り行ひ感じて居る村人達には、個人への私的な意志も感情も忘れられて居るかの様である。それに比して、コヂ制度から受ける印象は全く正反對のものである。自作であらうと、小作であらうと、それは何れにしても、各戸の經營耕地面積が部落内の大多數に於いて略々均等である場合には、ツレが行はれ、又部分的にコヂも並行して行はれ得るであ

らう。然し此均等の關係が著しく亂れて來れば農業勞働者の様々の形態が生じコヂも自から現はれるであらう。水に對する共同利害の關係が變つて來た事もツレの崩壊の一原因と考へられ得る。然し都市化に伴つて起つた生活態度の變容と云ふ事がツレの如き協力の組織を最も執拗に内部から崩壊せしむるに至つたであらう。即ち自然村の社會意識内容の變質と社會意識の拘束力の弛緩がその有力な原因であると云ふ事が出來ると思はれる。

プマシは内地のユイと同じ様な制度で、甲が乙や丙から勞力の扶助を受けて、乙や丙に同様の勞力を扶助して返す組織である。プマシは二三人で組む場合もあり、二三十人にも及ぶ場合もあるが、一番多いのは矢張り二三人、次ぎが五六人次ぎが十人以上であるが、それは餘り多くはない。小さい部落では一部落全部でプマシを組む場合もあるが、それはツレと殆ど同じ様である。但しツレはやゝ公的な印象を與へるものであり、プマシは私的であると云ふ事が出來る様である。プマシは部落内の都合のよい人特に親しい人の間に組まれる。プマシは勞力の給付に對して必ず勞力の反對給付を伴ふものであつて、漠然とした基準は存して居るが、嚴格に又打算的に交換を考へる様な事はあまり無いものであつて、慣習と道義が秩序を與へて居る。プマシは自家の勞力に餘る様な仕事がある場合には何時でも容易に組む事が出來るので一年間を通じてプマシを組む場合は相當に多い。中鮮の或る山村では正月二月頃は、小人數で薪取りの爲に、三四月には田畑の鋤耕の爲に、四五月には肥料用の草刈の爲に、又苗代の爲に、五六月は田植、除草、麥刈等の爲に、七月には草刈、薪取りの爲に

八九月には收穫の爲に、十月には屋根葺、垣根の修築の爲に、十一月十二月には薪取りの爲に、何れもブマシを組むのである。一番多くブマシを組むのは田植ゑの時である。勞力の換算率は、嚴格なものではないが、人が半を連れて來れば二人又は三人に、又男女は同率に、又三十歳の壯丁と十五歳の者とも同率に扱はれる場合もある。織仕事などには婦人丈のブマシもある。

ブマシの作業は大抵共同作業の形式をとる。單獨で出来兼ねる作業に對してブマシが組まれるのであるからそれは當然である。又甲が乙に與へたと同一の種類の作業に於いて、乙も甲に扶助して返すとは決まつて居ないとしても、同じ様な生産に従事し同じ様な生活をして居るので結局返す作業は扶助された作業と同じ様な作業であるのが常である。

内地のユイには農事以外の家事に關係したものが相當に多い。味噌や醬油の製造や粉挽きや餅搗きまでユイによつて、行ふところがあるが、これ等の作業に關するブマシは殆ど見られない様である。又ユイには或る作業の爲のその場限りのものと比較的永續的に固定的に存して居るものがあるが、ブマシには永續的なものは殆どない様である。内地に於ける永續的なユイは、例へば屋根の葺換へや婚葬の爲のユイで常存的なユイ仲間を結成して居るものがあるが、内地の葺屋根の葺き換へや婚葬は毎年どの家も同時期に行ふと云ふ様なものでなく、家毎に何年置きかに順々に無限に行ふ様な性質のものであるから、ユイも無限に存続の性質をとるに至つたのであらう。朝鮮では屋根の葺き換へは毎年どの家も同時期に行ふのでブマシも其場限りである。

ブマシの時の食事は朝食より夕食まで全部又は中食丈を扶助を受けた家が出すのが常で參加した家の老人や子供まで食事丈食へに集まつて居た事もあつたが、今では食事は出さないのが多い様である。

ブマシは内地のユイと同じ様に、勞力の交換と云ふよりも、相互扶助に與へた規律であり禮であると解す可きであらう。扶けられたら扶けて返す可き禮節を制度化したものがブマシでありユイであらう。後に殘らぬ勞力の扶助などは、制度化されなければ親しき仲の常として禮を失する事多く、それが色々不愉快な問題の原因にもなると云ふ事を、永い間の村落の生活が經驗して來たのであらう。ブマシも村落協同體の共同社會的な生活の内に成長したもので、これを個人主義的打算的考へ方から解釋して單なる勞力交換の制度と見るのは明らかに正しい見方ではない。

コンクル(共會又は共屈)については、私はまだ現地で實證して居ないからつきりは云へないが、ホミシセ或ひはそれに類する慰勞宴の費用を調達する爲、部落内の農民が未だ除草を終へて居ない農家の水田の除草を共同で行ひ其勞賃を得る爲の共同勞働慣行であるとも云ひ、又部落内の重病者又は初喪の家の爲に部落内の農民が無報酬で共同で勞働奉仕する慣行とも聞いて居る。後者の如き慣行はそれをコンクルとは云はないとしても、事實存して居る様である。又ツレに伴ふ洞宴の費用はツレの最終日の勞賃をこれにあてるところもあり、各戸御馳走を作つて持參して行くところもあり、部落内の有力者が餅や酒を寄附するところもある。コンクルは興味ある慣行であるから、尙ほ調査を進めはつきりしなければならぬと思つて居る。

(七) 血縁的集團

家族は最も強固な血縁的集團であるが、こゝに血縁的集團として考察せんとするのは、家族以外の血縁者の集團であつて、特に統一的組織を持つた集團である。所謂同族團體がそれである。かくの如き意味での血縁的集團は、内地農村に於いては全國到るところに見られるのではなく又其社會的意義もそれ程大ではないが、朝鮮に於いては全く一般的慣習として存し其社會的意義も甚だ大である。内地に於ける血縁的集團は、マキ、マケ、同姓、株内、ヂルイ、佛黨、門中、一家などと其呼稱も地方により様々に異り、其集團の組織も機能も著しく相異つて居るが、朝鮮に於いては一般に宗中又は門中と呼ばれ其集團組織も機能も比較的一様である。

朝鮮の宗中については既に多くの研究が公にされて居るので、こゝでその概要を述べる事は殆ど無意義に近しいと思はれるけれども、一般農村部落の社會構成に關係して居る限りに於ける宗中の社會性をこゝで一應問題にする事は必要である。

朝鮮に於ける同族團體は原則的には祖先を共同祀祭する爲の集團組織であると云ふ事が出来る。考を祀祭する爲に其子孫は相集まつて毎年忌祭を行ふ。祖考の爲にも亦其祖考の子孫等集つて忌祭を行ふ。曾祖考の爲にも高祖考の爲にも然りである。五代祖以上に對しても時享があつて、其各々の子孫等が祀る。例へば七代祖の時享には其七代祖の子孫等が集まつて祀る。かくの如く祖先の一人〳〵に對して其子孫が共同祀祭するのであ

るが、祖先の一人〳〵についてその子孫の範圍は異つて居る。故に祖先の一人〳〵を中心として其祀祭共同の團體が存するのである。内地に於いて祖先と云へば、過去の先代の總ての人が一體として意味されるが、朝鮮に於いては先代の一人〳〵が嚴格に獨立して意味され、一人〳〵について其祀祭集團が存して居る。故に朝鮮に於ける同族團體構成の原理は、嚴格には特定の一人の人を中心とし其人を共同祀祭する爲の集團組織であると云ふ事が出来る。最も大きな同族團體は始祖を中心とした同族組織である。

祖先の墓毎にそれを世話する墓直（墓守り）があり、其時享の費用の財源となす爲に位土がある場合もある。墓直や位土の管理の爲には宗契も必要である。十代祖位以上の祖先の子孫は相當に多人數である。その多人數が共同祀祭する爲には、墓直や位土の外に其集團的行動を統率したり處理したりする様な組織も自から必要であり、直系の子孫や行列の高い人が其任にあたる。何十代も前の始祖の子孫は甚だ多數である。それ等の人々が共同祀祭する爲には色々の機關や組織が必要である。理念型に於ける宗中は始祖を祀る爲に其子孫が組織して居る團體である。

然し何十代も前の始祖の子孫は全鮮各地に散在して居る。それ等の子孫が共同祀祭する爲には大規模の集團組織が必要である。かくの如き大規模の同族團體の組織を有して居るものもあるが、然し一般には地域的制約が此理想的同族組織に加はつて居るのは當然である。かくて同一の始祖から出た子孫も多くの派に分れ、更に派の中に又派が分れる。本貫が異なる事によつて同じ姓の者も別の宗中に屬するは結局は派の分れである。

更らに同じ金海金氏の内にも色々の派がある。派が分れると共に同貫同姓の内にも兩班もあれば常民もある。一般に最も大きな同族團體の範圍は結局は同貫同姓の範圍である。本貫を異にすれば各々別の一家に屬しそこには集團性は全然認められぬ。

同貫同姓の中から分れる派はどんな原則によるのか。それは結局何代か前の兄弟によつて分れるのではあるが、高位高官に昇つた人の子孫が、自分達丈を特に區別する爲に其人を含む分枝を自稱何々派と云ふ場合は多い様である。或る一地方に於いて子孫が繁榮して居る場合、其地方に最初に定着した祖先の子孫等が特に一派をなす場合もある。然し分派の分れ目は兄弟によつて分れるのであるから、分派の分れ目は、高位高官になつた人又は或る地方に定着した最初の人に兄弟がなかつた場合はその前代又は前々代の兄か弟が分岐點とされて居る様である。

又一般に高祖を中心として其子孫の一團は特殊の集團性を持つものと思はれる。高祖は家祭を営まれる最高祖先であり、五代祖以上に對しては、不遷位の祖先は別として、皆墓祭を行ふのであるから、高祖までの祖先と五代祖以上の祖先との間には祭祀の形式が異ると共に祀祭者の集團形式も自から異つて居る筈である。高祖は家祭を行ふ最高の祖先であるから、家祭による祭祀共同集團の最大のものである。高祖に對する祭祀共同集團は平均して直系家族の十戸餘りを含むもの、様である。高祖の現存の子孫及び其配偶者の總計は七八十人位はあるであらう。本宗有服親の範圍は第四傍系親まで含んで居るが、此第四傍系親迄は皆高祖の子孫である。

第五傍系親は五代祖の子孫であつて高祖の子孫ではない。第四傍系親の三從兄弟姉妹までが本宗有服親の範圍で自己より八寸にあたり、それが有服親の中で最も縁の遠いものである。これによつて見れば本宗有服親は高祖を中心として居る其子孫の一團と云ふ事が分る。嚴格に云へば本宗有服親は高祖の現存の子孫の全部ではないのであるが、事實上殆ど全部に近いであらう。高祖の子孫の一團は家祭を行ふ最大の範圍であり、大體に本宗有服親の範圍を成すものであつて、此範圍内の人々に特殊の集團性があると思はれるのは當然である。

最長房遷祀の制は此集團の存続強化の一策として生れた制度の様に考へられる。門中と云ふ語は宗中と同義に用ひられて居る場合が多いが、嚴格には門中は高祖の子孫の一團と解す可きであると云ふ見解も存して居る。兎に角朝鮮の同族集團の中に一つの重要な結節として高祖を中心とした集團の存する事を見逃す可きではない。

多くの場合兩班は祖先との關係を確知し祖先の祭祀も怠りなく營んで來たが、常民以下の者は祖先の分脈の關係も分明ならぬ場合が多く祭祀も怠りがちであるから、同族の組織も整備して居ないのが常である。一般の農村部落に行つて調べて見ると、兩班と常民以下とでは祖先祭祀の事情は著しく異つて居る。常民以下に於いては其本貫姓は知つて居るが、其世代數も數代前の祖先の墓の所在も知らない場合が多い。精々二三代前までの忌祭を行ふに過ぎない者が多い。そこに整備した同族の組織があり得ないのは當然である。然し常民以下に於いても、同一部落内に多數の同族が居住するところでは、自から同族の組織も祖先祭祀の組織も存して居る場合が多い。一般に常民以下の階級に於いては居住の移動が相當に多かつた様である。これに比すれば兩班階

級に於いては族譜があり家譜があり、其一族の分派も明確であり、四代祖までの忌祭も五代祖以上の時享も町寧に營むが常であり、そこに自から同族の組織は整備して居る。

然し一般農村部落に住む兩班階級の人々の祖先祭祀の實際の事情を調べて見ると、始祖や一門の歴史中の最高名者などの時享にも遠隔の地から實際に参加するのは大體一郡内の同族の代表者のみであつたり、全然参加しなかつたりすると云ふ程度である。始祖や高名者の墓が附近にある場合は自から参加者も多いであらうが、地理的制限が自から同族の集團性を限定して居る。全鮮的に有力な宗中では全鮮的な組織を持ち、毎年の宗會に地方の代表者が参加するが、そんな宗中は餘り多くはないし、あつても地方農村に住む者にはその同族の者でも大した關心はない。前に述べた様に始祖の子孫は分派に分れ、大門中、中門中、小門中など多くの分枝が出来て、地域的制限の爲に結局一郡内を範圍とする位の門中の規模が一番有力な組織を持つて居る。郡を範圍とする門中の組織と云ふものが劃然とある譯ではないが、事實上自から最も強く結束し、餘り無理もなく祭祀を共同し得るのも大體此位の範圍の様である。事實郡内門中の組織をはつきり整備して居る例もある。同一部落の同族が特に親和關係にある事は勿論であるけれども附近の部落にも同族がある場合には嚴格に一部落内丈の門中の組織を形成する様な事はない様である。例へば五代祖の時享にはその五代祖の子孫が祀るのであつて、部落を異にして居る事などは別に問題でなく、要するに容易に参加出来る地理的距離にある者は悉く参加するのが原則的である。祖先祭祀の組織に部落と云ふものゝ存在が殆ど問題でない事は注意すべき點である。

忌祭の時にも祀られる人の子孫が附近の部落にあれば参加するが、同一の部落内の門中のものでもその子孫でなければ参加しない。

朝鮮の古い農村部落にはどこにも何戸づゝか同族が住んで居る。特に或る一族が壓倒的に數が多い場合を同族部落と云ふのであるが、同族部落は他と質的に異つて居るものではない。同族が多いので其部落の同族を中心とした祭祀組織が整備して來るのは當然であるが、その部落の同族のみが單獨に獨立した組織を持つのではない。然し祭祀以外の事で同族が親和し相互扶助の色々の組織を作る場合は、集團的活動の事實上の可能性から部落を限界として居るのは當然である。然しそれは全く協同の事実上の可能性から來て居るのであるから、附近の部落内の同族をも含む場合は甚だ多い。

郷校關係の事業は郡内の同族を單位とする場合が多い様である。古く兩班の生活圏が一郡内を單位とする場合が多かつた爲に一郡内の同族の間には特別に強い同族意識が存すると思はれる。郷約の組織を郡内の同族が各々一單位となつて組織して居た場合もある。然し同族團體が強力な結束を作り、祖先の祀祭以外の事をも其集團的活動によつて行ふが如き事は、實際上主として同一部落内又は隣接數部落内に於ける同族である。特に同一部落内に於ける同族が其戸數甚だ多きに及び所謂同族部落を形成する場合に於いて特に然りである。事業の種類によつては舊一郡内を範域とする場合もあるが、それ以上に大なる地域に亘る場合は、恐らく一躍して全鮮的規模となるであらう。所謂同族部落に於いて祖先の祭事以外に、同族が協力して營んで居る事業には色

色のものがある。道義を尚び倫常を守る事を同族仲間と相誠め郷約の如き組織を實質上同族團體が具へて居る場合がある。書堂も以前は同族團體の契によつて維持されて居たものが多かつた。かくの如く部落内の同族が事業を行ふが如き場合は、門契などと名づくる契を組織し契の事業として貧困子弟の奨學費を出したり、低利にて同族内に金融を行ふ等の事もある。貧困な同族を扶助したり扶養者なき遺孤を養育したり、又宗孫が困窮した場合など同族に於いて救済したり、敬老會を催したり、部落内の同族が一體となつて活動する場合は色々にある。同族の集会所、共同倉庫、共同作業場、共同販賣所、共同井戸、共同浴場、共同洗濯所まで有して居るところもあり、色々の契や組合を組織して居るところもある。かくの如き所謂同族部落は、同族の戸數が相當に多く、有能なる指導者があり、一般に生計も豊かな場合であつて、同族が單に同族として集團活動する丈でなく、一つの村落協同體としての活動を同族組織の上に行つて居るものと見る可きである。即ち血縁による結束と地縁による結束が重複したものであるから、その結束が甚だ堅かる可きは當然である。

然しどんなに整備した同族部落も、少くとも今日では家の擴大したものでなく、生活の單位としての家のよく結束したものには外ならぬ。それは寧ろ隣保の擴大したものであり、よく整備した村落協同體であつて、同族部落に於いても家の機能はそれ丈増しても居なければ減じて居ない。苦樂の體驗共同の世界は、同族部落に於いても矢張り家族である。

然し朝鮮に於いては、次に示すが如き事情がある爲、同族の者の大世帯即ち所謂大家族の存立に都合がよいと思はれる。

一、男女の別、長幼の序に關して嚴しい道德觀がある爲、儀禮による統制によつて多數者の同居生活にも秩序が亂れずよく統制が出来得る事。

二、家屋の構造が小區劃に分れて、アパートの様になつて居る爲、比較的小家屋内に幾組もの夫婦が同居し得る事又家屋の建築も簡單であるから屋敷内に別棟の家を建てる事も簡單に出来る事。

三、食生活も日常の調理は簡單で、質よりも量が主であつて、量さへあれば何人にも直ちに分配出来る様な食品を用ひて居る事。

四、隱居の制が無い爲家長が高齡に達すれば曾孫までも含み、家長生存中は分家しない建前である事。

事實朝鮮には大世帯の家族が比較的多い。吾人の所謂同族家族型に屬するものは全鮮各道に散在して居る。

特に西北鮮には同族家族も多く又同族部落も多い。同族部落は同族家族の變形であるとする人があるのは理由なき事ではない。然し總督府の調査によれば同族部落内の同族の一戸當家族員數は五、三八八人、同族外一戸當五、〇九七人である。同族部落と雖も各戸の構成は一般直系家族と大體に異ならぬものと思はれる。此直系家族が生活の實際の單位で、同族の組織は此單位を幾分でも溶解させる様な事はない。一家の生計に對し、一家の大事事件に對し、同族の機關が働きかける場合はあるが、それは一家の組織をさし置いて働きかけるのではない。一家の獨立性は常にそのまゝに認められて居る。(つゞく)